

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和4年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法又は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付等に関する業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①教育・保育給付認定申請書の受理、審査及び応答に係る業務 ②支給認定証の交付 ③教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤教育・保育給付認定の取消の審査及び応答に係る業務 ⑥子育てのための施設等利用給付に係る業務 ⑦児童福祉法に基づく保育の実施に伴う利用者負担額の算定に係る業務</p>
③システムの名称	・MICJET MISALIO V2 子ども・子育て支援 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第7号まで及び第14号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【保育施設に関する事務】</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>情報提供は実施しない(教育・保育給付等事務に係る情報提供は実施しない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>別表第二の13の項、116の項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第6号まで及び第14号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課 児童係
②所属長の役職名	町民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5810 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所長	町民福祉課長 川添 俊樹	町民福祉課長 坂本 哲夫	事後	人事異動に伴う変更
平成30年11月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity子ども・子育て支援 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・MICJET MISALIO V2 子ども・子育て支援 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	システム更新によるシステム名称の変更
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
令和1年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所長職の役職名	町民福祉課長 坂本 哲夫	町民福祉課長	事後	様式変更における内容変更のため。
令和1年5月27日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
令和2年9月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1) 子ども・子育て情報ファイル	子ども・子育て情報ファイル	事後	
令和2年9月28日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 ・別表第一 第8項、第94項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第8条	・番号法第9条第1項 ・別表第一 第8項、第94項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第8、68条	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)116項	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)116項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第59-2条	事後	
令和2年9月28日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-3 重大事故	[発生なし]	[発生あり]	事後	
令和2年9月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]委託しない []	[]委託しない []十分である	事後	
令和2年9月28日	IV-8 監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和4年3月4日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)116項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第59-2条	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)116項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第59-2条	事後	
令和4年3月4日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II-3 重大事故	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和4年10月7日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	田布施町では、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保護することを目的とし、適切な施設を斡旋し、措置を行う。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整及び斡旋 ③私立保育所の保育料徴収 ④認定こども園、保育所、幼稚園(新制度分)、地域型保育利用実績審査 ⑤施設及び事業者給付受付・審査・確認 ⑥施設及び事業者給付費審査支払い	児童福祉法又は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付等に関する業務を行う。 特定個人情報ファイルは、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に依り、以下の事務において取り扱う。 ①教育・保育給付認定申請書の受理、審査及び応答に係る業務 ②支給認定証の交付 ③教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、審査及び応答に係る業務 ④教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更の審査及び応答に係る業務 ⑤教育・保育給付認定の取消の審査及び応答に係る業務 ⑥子育てのための施設等利用給付に係る業務の児童福祉法に基づく保育の実施に伴う利用者負担額の算定に係る業務	事後	文言整理
令和4年10月7日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表第一 第8項、第94項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第8、68条	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第7号まで及び第14号	事後	文言整理
令和4年10月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)116項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第59-2条	【保育施設に関する事務】 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)情報提供は実施しない(教育・保育給付等事務に係る情報提供は実施しない) (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の13の項、116の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第6号まで及び第14号	事後	法令改正による変更、文言整理
令和4年10月7日	I-9 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5811 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5810 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	事後	電話番号変更